Aidma Holdings

第13回
定時株主総会
招集ご通知

日時 2021年11月26日（金）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
３階「カシオペア」

決議事項 議　案　取締役７名選任の件

目次

第13回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主総会へのご来場を見合わせて頂き、事前に書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイドマ・ホールディングス
証券コード：7373

株主の皆様へ

事業を通じ社会に貢献し、世界の可能性を広げる。

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社は今年６月23日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たすことができました。ここに謹んでご報告申し上げますとともに、株主の皆様、その他ステークホルダーの皆様のご支援、ご高配に改めまして心より感謝申し上げます。

当社は「全ての人の夢の実現に貢献する」ことを経営理念とし、「世界の可能性を広げる」というビジョンを掲げています。

このビジョンを実現する第一歩として、日本がこれから必ず直面する、労働人口減少という社会課題を解決していく事業に取り組んでいます。

労働人口が減少することによって、多くの企業は採用難に陥り、成長したくても人手がいないということで成長が鈍化してしまう可能性があります。また地方企業においては、人口減少によって過疎化し、働き手や後継者不足で事業を継続できなくなる可能性も飛躍的に高まっています。

そのような中、例えば、フルタイムでは働けない、出社では働けない、海外にいて働けない、介護で働けない、などの様々な事情を抱える働き手と企業とをマッチングすることで、人口減少での採用難という問題を解決していこうと考えています。

まずは営業分野における人材不足に焦点を当て、企業には営業支援という形で新規開拓におけるテストマーケティングを当社側で実施し、その後、効果性が見込める方法だけを抽出したうえで、働き方に課題を抱えているワーカーに委託をし、企業の営業分野における人手不足問題を解決していきます。

当社グループのこれからは、営業分野のみならず、様々な分野の支援に進出し、働き方に課題を抱えるワーカーとの懸け橋になる為の準備をしています。

企業に対しても、働く人に対しても価値あるサービスを提供し続けることを通じて、大きな社会貢献を実現することを目指し、これまで以上に積極的に事業活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

三浦陽平

証券コード：7373
2021年11月10日

株主各位

東京都豊島区南池袋２丁目25番５号
株式会社アイドマ・ホールディングス
代表取締役社長　三浦　陽平

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いていることから、当日のご来場は可能な限り見合わせていただきますようお願い申し上げます。**
**　議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

１　日　　時　2021年11月26日（金）午前10時（受付開始　午前９時）

２　場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン３階「カシオペア」

３　目的事項

報告事項

１．第13期（2020年９月１日から2021年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2020年９月１日から2021年８月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役７名選任の件

４　招集にあたっての決定事項

　代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aidma-hd.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aidma-hd.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　案　取締役７名選任の件

取締役全員が任期満了となるため、取締役７名の選任をお願いするものであります。
取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	再任	三浦（みうら）　陽平（ようへい）	代表取締役社長
2	再任	三浦（みうら）　和広（かずひろ）	取締役　営業本部長 マーケティング事業部長
3	再任	阿部（あべ）　光良（みつよし）	取締役　経営管理本部長 人事・総務部長
4	再任	小山田（おやまだ）　明人（あきと）	取締役　クリエイティブ事業部長
5	再任	大嶋（おおしま）　優太（ゆうた）	取締役　システム統括部長
6	再任	小林（こばやし）　靖弘（やすひろ） 社外取締役 独立役員	社外取締役
7	新任	篠﨑（しのざき）　祥子（しょうこ） 社外取締役 独立役員	

候補者番号 1

三浦（みうら） 陽平（ようへい）

生年月日：1983年３月９日生（満38歳）

再任

●所有する当社の株式数
5,371,200株

●取締役会出席状況
19回／19回（100%）

●在任年数
12年11カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年４月　㈱トータルサービス　入社
2006年４月　㈱ベンチャー・オンライン　入社
2008年12月　当社設立　代表取締役社長（現任）
2012年２月　㈱アイドマ・インサイト（現SEA Dream Company㈱）設立　代表取締役
2013年７月　㈱物語TV設立　取締役
2017年１月　㈱meet in設立　代表取締役

取締役候補者とした理由

三浦陽平氏は、当社設立時から代表取締役社長として経営の指揮を執り、会社経営に関する豊富な経験や知見を活かした強いリーダーシップを発揮しております。
当社の発展及び適切な意思決定に尽力しており、更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を果たし企業価値向上の牽引役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号　2

三浦（みうら）　和広（かずひろ）

生年月日：1985年７月２日生（満36歳）

再任

●所有する当社の株式数
128,520株

●取締役会出席状況
19回／19回（100%）

●在任年数
３年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年５月　当社　入社
2013年７月　㈱物語TV　代表取締役
2017年４月　当社　セールス・サポート事業部長
2018年10月　当社　執行役員
2018年11月　当社　取締役（現任）
　　当社　営業本部長兼セールス・ソリューション事業部長
2019年３月　㈱meet in　取締役（現任）
2020年11月　当社　営業本部長兼マーケティング事業部長（現任）
2021年９月　㈱Sales Crowd　代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

三浦和広氏は、当社の営業部門全体を統括するとともに強化に努め、事業計画の推進に貢献するとともに、企業経営及び営業分野、マーケティング分野において豊富な経験と知識を有しております。
当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号　3

阿部（あべ）　光良（みつよし）

生年月日：1985年８月21日生（満36歳）

再任

●所有する当社の株式数
19,290株

●取締役会出席状況
19回／19回（100%）

●在任年数
１年10カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年４月　大和証券SMBC㈱（現　大和証券㈱）　入社
2011年５月　フロンティア・マネジメント㈱　入社
2013年10月　ユニキャリア㈱（現　三菱ロジスネクスト㈱）　入社
2015年11月　㈱日本経営承継支援（現　㈱経営承継支援）　入社
2016年６月　同社　取締役
2020年１月　当社　取締役（現任）
　　当社　経営管理部長（現　経営管理本部長）（現任）
2021年２月　当社　人事・総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

阿部光良氏は、当社の管理部門全体を統括するとともに強化に努め、経営管理を牽引するとともに、財務・人事・総務・経営全般にわたる豊富な経験・見識を有しております。
当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号　4

小山田（おやまだ）　明人（あきと）

生年月日：1982年９月８日生（満39歳）

再任

●所有する当社の株式数
　－株

●取締役会出席状況
　18回／18回（100%）

●在任年数
　11カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 ４月　㈱SMBCコンシューマーファイナンス　入社
2007年 ３月　㈱JOYOVERFLOWS設立　代表取締役
2015年 ２月　㈱ラピッドプログレス設立　代表取締役
2015年 ４月　㈱ネクストアド設立　代表取締役（現任）
2020年12月　当社　取締役（現任）
　　当社　クリエイティブ事業部長（現任）
　　テックジェンス㈱　取締役（現任）

取締役候補者とした理由

小山田明人氏は、SaaSサービスやWEBマーケティングに関する豊富な知見及び企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、これらの知識や経験等を踏まえ、当社の新規事業展開や成長拡大に寄与しております。
当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号　5

大嶋（おおしま）　優太（ゆうた）

生年月日：1988年５月５日生（満33歳）

再任

●所有する当社の株式数
　－株

●取締役会出席状況
　19回／19回（100%）

●在任年数
　３年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 １月　当社　入社
2018年 ７月　当社　クリエイティブ事業部長
2018年11月　当社　取締役（現任）
2020年12月　当社　システム統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

大嶋優太氏は、当社入社以降、技術部門に携わり、開発及び社内インフラを統括し、同分野において豊富な経験と知見を有しております。
当社事業に関する豊富な経験と高い見識等を有しているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

小林（こばやし） 靖弘（やすひろ）

生年月日：1969年５月28日生（満52歳）

再任 社外 独立

●所有する当社の株式数
4,800株

●取締役会出席状況
19回／19回（100%）

●社外取締役在任年数
３年10カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年４月　㈱リクルート（現　㈱リクルートホールディングス）　入社
1999年４月　㈱エムティーアイ　入社
2000年11月　㈱ハイジ（現　アクセルマーク㈱）　取締役
2002年10月　同社　代表取締役
2003年10月　㈱セプテーニ（現　㈱セプテーニ・ホールディングス）　取締役
2012年１月　㈱コバ　代表取締役（現任）
2013年５月　㈱マックスサポート　監査役（現任）
2016年５月　㈱ジェイマックスリクルートメント　取締役（現任）
2016年９月　テモナ㈱　取締役（現任）
2017年５月　㈱MMB　代表取締役（現任）
2018年１月　当社　取締役（現任）
2019年５月　㈱ビスカス　取締役（現任）
2020年12月　㈱インフォメーションクリエーティブ　取締役監査等委員（現任）
2021年４月　㈱Opus Studio　取締役（現任）
2021年７月　㈱Suneight　取締役（現任）
㈱JOB BANK　取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林靖弘氏は、上場企業等の役員や代表を歴任し、幅広い事業分野に精通し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。
これらの知識や経験等を踏まえ、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号　7

篠﨑　祥子（しのざき　しょうこ）

生年月日：1983年11月７日生（満38歳）

新任　社外　独立

●所有する当社の株式数
－株

●取締役会出席状況
－回／－回（－%）

●社外取締役在任年数
－年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年４月　エイボン・プロダクツ㈱　入社
2011年12月　㈱ダイアナ　入社
2012年10月　㈱フードコスメ　入社　広報部長兼マーケティング部長
2012年12月　㈱アイケイ（㈱フードコスメ親会社）広報部長兼マーケティング部長兼職
2016年７月　エスヴィータ㈱設立　代表取締役社長（現任）
2017年11月　㈱日本創発グループ　取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠﨑祥子氏は、広報やマーケティング分野における豊富な経験や知識と企業経営を通じた高い見識を有しております。
実践的・多角的な視点から、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦陽平氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 三浦和広氏は、三浦陽平氏の実弟であります。
4. 小林靖弘氏及び篠﨑祥子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 三浦陽平氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるＪＰＭ株式会社が所有する株式数3,000,000株を含めて記載しております。また、小林靖弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが所有する株式数を記載しております。
6. 当社は、小林靖弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、篠﨑祥子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、小林靖弘氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、篠﨑祥子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

（添付書類）

事業報告（2020年９月１日から2021年８月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、景気は回復基調にあるものの依然として厳しい状況で推移いたしました。先行きについては、感染力の強い変異株の発生など、感染の再拡大が深刻化しており、ワクチン接種も進んではいるものの依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境としましては、テレワークが浸透し、就労の多様化が徐々に進展する一方で、企業における人手不足はますます深刻な状況となっております。

このような状況の下、当社は、中小企業を中心に営業リソース不足が深刻化している環境を、アウトソーシング拡大の絶好のビジネスチャンスと捉え、主力サービスのセールス・プラットフォームサービスを中心とし、積極的にワーク・イノベーション事業の展開を推進してまいりました。その結果、在宅ワークが定着した環境下におけるオンラインセールスの手法を必要とする多くの中小、中堅企業からご発注を頂くこととなり、過去最高の経営成績を収めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,716,142千円、営業利益は829,962千円、経常利益は817,979千円、親会社株主に帰属する当期純利益は480,413千円となりました。

なお、当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高	営業利益
37億16百万円 （前期比103.1%増）	8億29百万円 （前期比295.1%増）
経常利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
8億17百万円 （前期比278.5%増）	4億80百万円 （前期比192.5%増）

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は87,197千円であり、主な内容は本社増床に伴う内装工事関連等の取得及び自社利用のソフトウエアの取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

2021年６月23日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントに関連した第三者割当増資により、総額2,051百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、今後の日本においては、自社の業務を見直し、外部リソースやテクノロジーの活用により生産性向上に取り組む企業がますます増えていくことが見込まれます。また、労働力人口の減少は、これまで、働きたくても働けない事情を抱える方など潜在的な労働力の顕在化の動きを加速させることが見込まれます。当社はこの二つの流れを捉え、外部リソースの活用を行う企業に在宅ワーカーをマッチングする、というビジネスモデルを創造し、営業支援の領域を中心にして成長を遂げることができましたが、今後も持続的な発展を実現するためには、以下の事項は対処すべき課題だと認識しております。

①受託する企業及び事業領域の裾野の拡大

これまでは、営業体制が確立されていない中小企業を中心に、営業業務のアウトソーシングや営業組織構築のコンサルティング、テストマーケティングなど、営業支援の領域に特化しておりましたが、今後は、営業以外の業務（広報、人事、総務、労務、経理及び財務等）支援にまで事業領域を拡大してまいります。営業支援の領域では当社がテストマーケティングを行い、再現性のある仕組を構築しておりますが、業務支援の領域においても、当社にてテストワークを行い、営業支援同様に再現性のある仕組を構築するサービス提供を行います。また、それに伴い、対象企業の裾野も拡大してまいります。

②ストック型収益モデルの確立
　これまでは、再現性のある営業の仕組を顧客企業に提供するために、コンサルティングによるフロー型収益モデルがビジネスモデルの中心でしたが、安定した収益基盤構築のためにストック型収益モデルの確立も重要な課題であると認識しております。今後は、自社開発した営業支援ツール「Sales Crowd」の拡販に加え、営業支援で培ったノウハウ、蓄積してきたデータを活かした新サービスの開発・展開を推進し、ストック型収益モデルの拡充を図ってまいります。
③多種多彩な就労機会の提供
　潜在労働力の顕在化は、主婦の在宅ワークに留まらず、今後は、シニア層やアルバイトから常勤就労につきたい方などに向け、多様な就労機会の提供を図っていく必要があります。また、特定の領域に高度な技術や専門性を持つプロフェッショナルの在宅活用、副業の推進と活用も行ってまいります。
④オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」の普及
　時間と場所を選ばない、もしくは制約が少ないオンラインコミュニケーションは、企業が行う外部リソース活用にも、在宅などで働く場合でも、必要不可欠なキーデバイスとなります。当社グループは、上記①及び③の課題を達成するためにも、オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」を積極的に普及させ、オンラインコミュニケーションに係る様々なノウハウを吸収し、それを活かした事業展開を行ってまいります。
⑤優秀な人材の確保と育成
　当社グループは、今後の業容の拡大と持続的な発展を実現するために、優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのために、採用においては、能力のみならず、企業理念や企業文化を共有できる人材の採用を心掛け、また、入社後の社員に対しては、能力開発、スキルの向上のための研修を実施しており、今後も継続して行っていく必要があります。
⑥経営管理体制の強化
　当社グループは、今後持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主やその他ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組を強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第10期 (2018年 8月期)	第11期 (2019年 8月期)	第12期 (2020年 8月期)	第13期 当連結会計年度 (2021年 8月期)
売上高 (千円)	−	1,294,833	1,829,843	3,716,142
経常利益 (千円)	−	119,399	216,120	817,979
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	−	84,703	164,228	480,413
1株当たり当期純利益 (円)	−	13.81	25.56	72.41
総資産 (千円)	−	707,373	1,677,151	5,310,018
純資産 (千円)	−	345,659	509,888	3,041,823
1株当たり純資産額 (円)	−	53.71	79.27	401.13

(注1) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第11期及び第12期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
(注2) 当社は、2021年1月21日付で普通株式1株を30株に株式分割しておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の計算においては、当該株式分割は第11期の期首に行われたものとして算定しております。

売上高

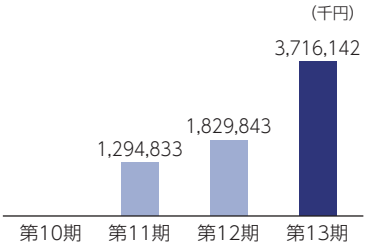

経常利益

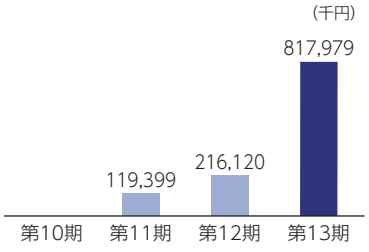

親会社株主に帰属する当期純利益

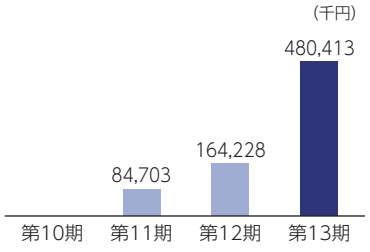

総資産／純資産

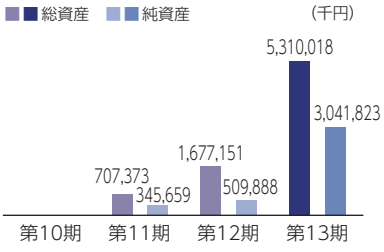

1株当たり当期純利益

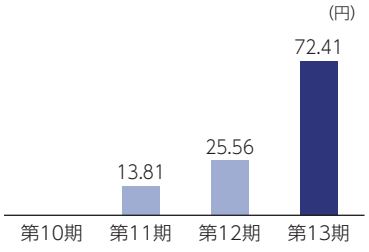

1株当たり純資産

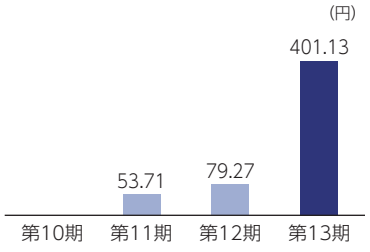

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年８月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

	資　本　金	当社の出資比率	事　業　内　容
㈱meet in	5,000千円	100%	オンラインコミュニケーションツールの販売

（注）2021年９月30日に、資本金10,000千円（当社100%）で㈱Sales Crowdを設立しております。

(7) 主要な事業内容（2021年８月31日現在）

事 業 区 分	内　　容
ワーク・イノベーション事業	・セールス・プラットフォーム BtoBによる営業業務アウトソーシングの受託、営業組織構築のコンサルティング業務、テストマーケティングの実施 架電システムからSFA、リスト抽出機能を兼ね備えた営業管理ツールの販売 ・ママワークス 顧客企業内に在宅ワーカーを活用するための在宅チーム構築のコンサルティング業務 主婦をメインターゲットにした就労支援サイト「mama works」の運営

(8) 主要な事業所等（2021年８月31日現在）

	所　在　地
東京本社	東京都豊島区
大阪支社	大阪府大阪市
福岡支社	福岡県福岡市
マーケティングセンター	東京都豊島区
埼玉マーケティングセンター	埼玉県さいたま市

(9) 従業員の状況（2021年８月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147（52）名	43名増（25名減）	29.1歳	1.7年

（注）準社員（アルバイト）は（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2021年８月31日現在）

借入先	借入残高
㈱三菱UFJ銀行	200,000千円
㈱みずほ銀行	150,000千円
㈱りそな銀行	100,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年８月31日現在）

①発行可能株式総数　25,704,000株

②発行済株式の総数　7,581,904株（自己株式46株を除く）

③当事業年度末の株主数　1,729名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＪＰＭ株式会社	3,000,000株	39.6%
三浦陽平	2,371,200株	31.3%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	323,200株	4.3%
K&Pパートナーズ２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　K&Pパートナーズ株式会社	215,700株	2.8%
野村證券株式会社	203,400株	2.7%
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ （ＦＥ－ＡＣ）	171,412株	2.3%
三浦和広	128,520株	1.7%
K&Pパートナーズ３号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　K&Pパートナーズ株式会社	120,400株	1.6%
株式会社ＳＢＩ証券	98,600株	1.3%
松井証券株式会社	53,300株	0.7%

3. 新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　称		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議の日		2017年８月10日	2018年８月29日
新株予約権の数		310個	615個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式　9,300株	普通株式　18,450株
新株予約権の発行価額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使価額		１株につき9円	１株につき17円
新株予約権の行使期間		2019年８月11日から 2027年８月10日まで	2020年８月30日から 2028年８月29日まで
新株予約権の主な行使条件		（注1）	（注1）
役員の保有状況 （注2）	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　150個 目的となる株式の数 4,500株 保有者数　２人	新株予約権の数　50個 目的となる株式の数 1,500株 保有者数　１人

名　称		第３回新株予約権
発行決議の日		2018年８月29日
新株予約権の数		120個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式　3,600株
新株予約権の発行価額		１個につき 58円
新株予約権の行使価額		１株につき17円
新株予約権の行使期間		2019年12月１日から 2028年８月30日まで
新株予約権の主な行使条件		（注3）
役員の保有状況 （注2）	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　120個 目的となる株式の数 3,600株 保有者数　１人

（注1）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

ⅰ　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役を任期満了により退任したり、定年退職したなど、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。

ⅱ　新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（注2）社外取締役及び監査役には付与しておりません。

（注3）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

ⅰ　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年８月期または2020年８月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ⅱ　本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ⅲ　本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅳ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅴ　本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注4）2021年１月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要な事項

当社は2018年８月29日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である佐賀寛厚氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年８月31日に付与しました。

名　称	第４回新株予約権
発行決議の日	2018年８月29日
新株予約権の数	8,400個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　252,000株
新株予約権の発行価額	１個につき 58円
新株予約権の行使価額	１株につき17円
新株予約権の行使期間	2019年12月１日から 2028年８月30日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

ⅰ　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

ⅱ　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年８月期または2020年８月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ⅲ　本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ⅳ　本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅴ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅵ　本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 2021年１月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年８月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三　浦　陽　平	代表取締役社長	―
三　浦　和　広	取締役　営業本部長 マーケティング事業部長	㈱meet in　取締役
阿　部　光　良	取締役　経営管理本部長 人事・総務部長	―
小山田　明　人	取締役　クリエイティブ事業部長	㈱ネクストアド　代表取締役 テックジェンス㈱　取締役
大　嶋　優　太	取締役　システム統括部長	―
小　林　靖　弘	社外取締役	㈱コバ　代表取締役 ㈱マックスサポート　監査役 ㈱ジェイマックスリクルートメント　取締役 テモナ㈱　取締役 ㈱MMB　代表取締役 ㈱ビスカス　取締役 ㈱インフォメーションクリエーティブ　取締役監査等委員 ㈱Opus Studio　取締役 ㈱Suneight　取締役 ㈱JOB BANK　取締役
若　林　　稔	常勤社外監査役	―
本　多　基　記	社外監査役	ぷらっとホーム㈱　監査役 本多・森田・吉田法律会計事務所　パートナー
岡　本　和　巳	社外監査役	㈱ビスカス　監査役 ㈱アール・アンド・エー・シー　監査役 アイムファクトリー㈱　監査役 インフォメティス㈱　監査役

(注1) 取締役小林靖弘氏は社外取締役であります。
(注2) 監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏は社外監査役であります。
(注3) 監査役岡本和巳氏は公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任しており、その経験や知識から財務及び会計に関する相当程度の知見があります。
(注4) 当社は、取締役小林靖弘氏、監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
(注5) 取締役三浦和広氏は、2021年９月30日に、当社子会社の㈱Sales Crowdの代表取締役に就任にいたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社の取締役及び監査役（以下、「取締役及び監査役の報酬等」において「役員」という。）の報酬は、業績や持続的な企業価値向上を考慮し、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系としております。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項等

役員の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、職務・貢献度・業績等を勘案し、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	96,600 (2,400)	96,600 (2,400)	–	–	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,215 (10,215)	10,215 (10,215)	–	–	3 (3)

(注1) 取締役の報酬限度額については、2017年10月31日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

(注2) 監査役の報酬限度額については、2018年1月12日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者と当社との間には、重要な関係はありません。

③当事業年度における活動状況

氏　　名	地　位	出席回数	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小　林　靖　弘	取 締 役	[取締役会] 19／19回 100%	上場企業等の役員や代表を歴任し、その豊富な経験や知識に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、参考となる有益な発言や助言を積極的に行っており、期待される役割・責務を果たしております。
若　林　　稔	監 査 役	[取締役会] 19／19回 100% [監査役会] 18／18回 100%	上場企業等の管理担当役員や監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。また、当社における重要な会議体への出席を通じて、適切な監査を実行しております。
本　多　基　記	監 査 役	[取締役会] 19／19回 100% [監査役会] 18／18回 100%	弁護士の資格を有し、上場企業等の取締役、監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。
岡　本　和　巳	監 査 役	[取締役会] 19／19回 100% [監査役会] 18／18回 100%	公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当事業年度における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において次の「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、取締役及び使用人が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為等の禁止につき考え方を共有し、代表取締役社長は、毎週行われる全体会で、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
・当社グループの行動規範である「９つの約束」には法令等の遵守の精神が前提にあることを踏まえ、朝礼で全役職員が唱和し浸透を図るとともに、「９つの約束携行カード」を配布し、日常の業務執行において、法令等の遵守を意識できるようにする。
・代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命し、内部監査人として、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握及び監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告する。
・監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務遂行状況を把握し、法令等の遵守の状況について監査する。
・法令等の違反行為、疑義のある行為等について、その情報を直接受領する「ヘルプライン制度」を整備・運用する。
・「コンプライアンス規程」を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、代表取締役社長を委員長とし取締役及び幹部社員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
・代表取締役社長は、内部監査人、監査役と協力し、法令等違反行為の未然防止に努めるとともに、疑義又は違反行為が発見された場合には、速やかに「コンプライアンス委員会」を開催し、事実関係の調査、関係者の処分、再発防止策の策定等を適切に行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報は、適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書管理規程」に定められた期間、保存・管理を行う。
・株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成・保存する。
・これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書の在否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる状況を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「コンプライアンス規程」及び「ヘルプライン規程」を運用し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。
・「リスク管理規程」を運用し、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
・不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置し、開示を含む迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
・取締役は、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を推進する。また、年度予算の進捗状況は、取締役会で毎月、検証することで、効率的な職務執行を担保する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社の子会社は、当社がその株式の全てを保有する完全子会社であり、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理している。子会社の役社員も、代表取締役社長が毎週行う全体会に出席し、代表取締役社長の考え方を共有し、企業価値の向上と業務の適正を意識できるようにする。
・内部監査においても、当社の内部監査人が、当社を対象とした内部監査と同等のレベルの内部監査を実施する。
・当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行えるように対応する。
・当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとし、独立性の確保に努める。
・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。また、当該使用人の人事異動、考課、賞罰等については、監査役の同意を要する。

⑦監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に参加することができ、取締役又は使用人は監査役の出席を拒めないものとする。
・監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
・監査役は内部監査人より、内部監査計画、結果等の定期報告を受け、内部監査人との連携を強化する。また、「ヘルプライン制度」の所管部門より、運用状況について定期報告を受ける。
・取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役への報告事項等を、監査役に定期的に報告する。
・取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、あるいは、会社

に著しい損失を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
・取締役及び使用人が、監査役への報告により、処遇や人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、報告者を保護する。

⑧監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
・年度予算において、監査役の職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。
・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役社長は監査役と定期的な意見交換を実施する。
・監査役が、定期的に会計監査人や弁護士と、情報・意見交換をできる機会を設ける。
・監査役が必要と認めた時は、代表取締役社長と協議の上、内部監査人に監査の協力を求めることができる。内部監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。
・監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築している。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制
・当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムを次のとおり適切に運用するとともに、当該基本方針の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性の高い内部統制システムの整備・運用に努めております。

①取締役の職務の執行について

社外取締役１名を含む取締役６名は、原則月１回開催される取締役会において、経営上の重要事項の審議及び決定を行うとともに、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を報告・検証し、効率的かつ適正な職務執行を監督しております。

②コンプライアンス及びリスク管理体制について

「コンプライアンス規程」に基づき年４回、定例コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス体制の企画・運営に対する重要事項を審議するとともに、コンプライアンス研修会を開催し、意識の維持・向上に努めております。また、「ヘルプライン規程」に基づき、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的とした「ヘルプライン窓口」を設置し、早期に問題点の検知及び対応を図ることができる体制を整えております。

③監査役の職務の執行について

監査役３名（全員社外監査役）は、原則月１回開催される取締役会への出席のほか、経営会議、コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しております。また、当社における主要な決裁書類や稟議書等の重要書類が監査役に回付されるほか、監査役による代表取締役社長、会計監査人や弁護士との情報・意見交換を定期的に行い、取締役及び使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて必要な情報収集を行うことで、監査の実効性を図っております。

④内部監査の実施について

経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び職務執行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価し、経営リスクの低減ならびに経営効率の向上を図ることを目的として、代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命しております。内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務執行に関する情報の把握及び監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査担当は、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、内部監査の効率的実施に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針でありますが、実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科　　目	(ご参考) 第12期 (2020年8月31日現在)	第13期 (2021年8月31日現在)	科　　目	(ご参考) 第12期 (2020年8月31日現在)	第13期 (2021年8月31日現在)
資産の部			**負債の部**		
流動資産	**1,373,229**	**4,710,985**	**流動負債**	**1,161,864**	**2,264,806**
現金及び預金	1,116,321	4,369,971	買掛金	33,430	156,725
売掛金	297,284	352,151	短期借入金	450,000	450,000
貸倒引当金	△84,887	△100,318	未払金	92,417	116,792
貯蔵品	44	45	未払法人税等	144,212	490,605
その他	44,466	89,136	未払費用	57,027	85,236
固定資産	**303,921**	**599,032**	前受金	300,963	808,117
有形固定資産	**58,648**	**81,309**	その他	83,813	157,329
建物	53,698	65,840	**固定負債**	**5,398**	**3,388**
車両運搬具	－	6,957	資産除去債務	3,385	3,388
工具、器具及び備品	4,949	8,512	その他	2,013	－
無形固定資産	**24,040**	**69,749**	**負債合計**	**1,167,263**	**2,268,195**
ソフトウエア	24,040	69,749	**純資産の部**		
投資その他の資産	**221,232**	**447,972**	**株主資本**	**509,394**	**3,041,328**
敷金及び保証金	60,182	76,833	**資本金**	**49,050**	**1,074,906**
繰延税金資産	160,677	360,652	**資本剰余金**	**46,783**	**1,072,640**
投資有価証券	－	10,050	**利益剰余金**	**413,560**	**893,974**
その他	371	436	**自己株式**	－	**△192**
			新株予約権	**494**	**494**
			純資産合計	**509,888**	**3,041,823**
資産合計	**1,677,151**	**5,310,018**	**負債・純資産合計**	**1,677,151**	**5,310,018**

連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	（ご参考）第12期 （自　2019年9月1日　至　2020年8月31日）		第13期 （自　2020年9月1日　至　2021年8月31日）	
売上高		1,829,843		3,716,142
売上原価		305,058		871,147
売上総利益		1,524,784		2,844,995
販売費及び一般管理費		1,314,738		2,015,032
営業利益		210,046		829,962
営業外収益				
受取利息	5		18	
受取賃貸料	567		201	
償却債権取立益	2,409		8,472	
違約金収入	1,534		5,108	
消費税差額	2,016		38	
その他	429	6,962	1,338	15,178
営業外費用				
支払利息	888		2,120	
上場関連費用	－	888	25,041	27,161
経常利益		216,120		817,979
税金等調整前当期純利益		216,120		817,979
法人税、住民税及び事業税	174,527		537,539	
法人税等調整額	△122,635	51,891	△199,974	337,565
当期純利益		164,228		480,413
非支配株主に帰属する当期純利益		－		－
親会社株主に帰属する当期純利益		164,228		480,413

連結株主資本等変動計算書（自　2020年9月1日　至　2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	49,050	46,783	413,560	－	509,394	494	509,888
当期変動額							
新株の発行	1,025,856	1,025,856	－	－	2,051,713	－	2,051,713
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	480,413	－	480,413	－	480,413
自己株式の取得	－	－	－	△192	△192	－	△192
当期変動額合計	1,025,856	1,025,856	480,413	△192	2,531,934	－	2,531,934
当期末残高	1,074,906	1,072,640	893,974	△192	3,041,328	494	3,041,823

貸借対照表

(単位：千円)

科　　目	(ご参考) 第12期 (2020年8月31日現在)	第13期 (2021年8月31日現在)	科　　目	(ご参考) 第12期 (2020年8月31日現在)	第13期 (2021年8月31日現在)
資産の部			**負債の部**		
流動資産	**1,230,146**	**4,540,191**	**流動負債**	**986,730**	**2,137,655**
現金及び預金	971,631	4,194,250	買掛金	33,430	156,725
売掛金	297,947	356,450	短期借入金	450,000	450,000
貸倒引当金	△85,755	△100,318	未払金	109,235	116,504
貯蔵品	44	45	未払法人税等	100,053	481,852
前払費用	43,430	84,715	未払消費税等	62,540	129,499
その他	2,847	5,048	未払費用	56,920	85,236
固定資産	**264,033**	**568,691**	前受金	166,676	690,007
有形固定資産	**58,546**	**81,258**	預り金	7,873	26,642
建物	53,698	65,840	その他	－	1,187
車両運搬具	－	6,957	**固定負債**	**5,398**	**3,388**
工具、器具及び備品	4,847	8,460	資産除去債務	3,385	3,388
			その他	2,013	
無形固定資産	**24,040**	**69,749**	**負債合計**	**992,129**	**2,141,044**
ソフトウエア	24,040	69,749	**純資産の部**		
投資その他の資産	**181,446**	**417,683**	**株主資本**	**501,555**	**2,967,344**
関係会社株式	11,000	21,050	**資本金**	**49,050**	**1,074,906**
敷金及び保証金	60,182	76,833	**資本剰余金**	**39,050**	**1,064,906**
繰延税金資産	110,255	319,494	資本準備金	39,050	1,064,906
その他	7	305	**利益剰余金**	**413,455**	**827,723**
			その他利益剰余金	413,455	827,723
			繰越利益剰余金	413,455	827,723
			自己株式	**－**	**△192**
			新株予約権	**494**	**494**
			純資産合計	**502,049**	**2,967,838**
資産合計	**1,494,179**	**5,108,883**	**負債・純資産合計**	**1,494,179**	**5,108,883**

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	（ご参考）第12期 （自　2019年9月1日　至　2020年8月31日）		第13期 （自　2020年9月1日　至　2021年8月31日）	
売上高		**1,746,541**		**3,566,546**
売上原価		**305,058**		**871,147**
売上総利益		**1,441,482**		**2,695,398**
販売費及び一般管理費		**1,247,798**		**1,971,260**
営業利益		**193,684**		**724,138**
営業外収益				
受取利息	4		17	
受取賃貸料	567		201	
償却債権取立益	2,409		8,472	
違約金収入	1,534		5,108	
消費税差額	2,004		38	
その他	1,029	7,550	1,830	15,668
営業外費用				
支払利息	888		2,120	
上場関連費用	－	888	25,041	27,161
経常利益		**200,346**		**712,645**
税引前当期純利益		**200,346**		**712,645**
法人税、住民税及び事業税	129,390		507,616	
法人税等調整額	△82,970	46,419	△209,238	298,377
当期純利益		**153,927**		**414,267**

株主資本等変動計算書 (自　2020年9月1日　至　2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	49,050	39,050	39,050	413,455	413,455	－	501,555	494	502,049
当期変動額									
新株の発行	1,025,856	1,025,856	1,025,856	－	－	－	2,051,713	－	2,051,713
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△192	△192	－	△192
当期純利益	－	－	－	414,267	414,267	－	414,267	－	414,267
当期変動額合計	1,025,856	1,025,856	1,025,856	414,267	414,267	△192	2,465,788	－	2,465,788
当期末残高	1,074,906	1,064,906	1,064,906	827,723	827,723	△192	2,967,344	494	2,967,838

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社アイドマ・ホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　鳥　羽　正　浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤　原　由　佳

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2020年９月１日から2021年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社アイドマ・ホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　鳥　羽　正　浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤　原　由　佳

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2020年９月１日から2021年８月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年９月１日から2021年８月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月27日

株式会社アイドマ・ホールディングス　監査役会

常勤社外監査役　若林　稔　㊞

社外監査役　本多基記　㊞

社外監査役　岡本和巳　㊞

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会　会場ご案内図

日　時　**2021年11月26日（金曜日）　午前10時**（受付開始　午前９時）

会　場　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン　３階　「カシオペア」
電話（03）3980-1111

交　通

池袋駅

JR	山手線　埼京線
東京メトロ	丸ノ内線　有楽町線　副都心線
私鉄	西武池袋線　東武東上線

会場までのご案内

西口	徒歩約３分
JR線メトロポリタン口	徒歩約１分
南口	徒歩約２分
副都心線2a出口	徒歩約３分

株式会社アイドマ・ホールディングス
〒171-0022　東京都豊島区南池袋２-25-５
TEL　03-5985-8290

UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK